



<書評> 大学論を読む：  
大学改革、学問の自由、研究不正

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 萩原, 弘子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00017072">https://doi.org/10.24729/00017072</a>

## 書評

## 大学論を読む——大学改革、学問の自由、研究不正

萩原 弘子

1991年の「大学設置基準」大綱化以来、日本の大学は25年以上にわたって「改革中」だ。大阪府立大学も逃れようなく日常的にその大波のなかにある。「改革疲れ」という語が言われるようになってすでに久しく、この大波を乗り越えて意味ある成果にたどりつけるのか、自信をもって語れる者がどれだけいるのかと思う。

たとえばこの数十年の改革で、大学がこれまで以上に「学問の自由」の場として確立するなどとは誰も思うまい。またこの改革で、研究の公正さがより堅固になるとも思いにくい。いったい改革の果てに待つのはどんな大学だろうか。大学人が大学の未来を見晴るかすうえで、公刊されている大学論はどれほど役立ってくれるだろう。そんな関心から、いくつかの本を読んでみた。

以下でとりあげるのは、近年の大学改革を論じる本、「学問の自由」を論じる本、そして改革が進むにつれて問題視されるようになった研究不正を論じる本である。

### 1. 山上浩二郎『検証 大学改革』岩波書店、2013年

四半世紀に及ぶ大学改革の流れをあとづける本のいくつかを読んだが、そのうちで新聞記者として文部省担当であった著者による本書の第1章がよくまとまっている。1991年の「大学設置基準」の大綱化、2004年の国立大学法人化、国公私立大学への認証評価制度導入、2012年の文部科学省「大学改革実行プラン」（以下「プラン」）と中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（「質的転換答申」）といった、政府が主導する改革の画期の背景を山上は丁寧な書き

ている。私のように、2009年4月に学部長になり、同年9月に大阪府戦略本部会議の議論の結果を受けて始まった尋常でない日々の記憶がまだ去らない者は、どうしても改革を設置者との関係のなかに置いて考えてしまう。しかしそれは本学の事情でしかない。その事情を必然とするような文脈がその前からあったことのほうが重要である。本書はその大きな文脈をよく見えるようにしてくれる。

山上が書いて見せる文脈の仔細をここでくりかえすことはしないでおくが、学ぶところの多い記述である。その理由は、答申などの公文書に対する冷めた距離感にある。彼は文書に書かれている内容以上に、その作成過程の政治力学に注目している。内容の多くはすでにどこかで言われていることであっても、手順を踏んで、あるいは時に異例の手順で大学改革についての姿勢を答申等にする。そうすることで改革の主導権がどこにあるかを示していくという政治過程を、山上の記述は浮かびあがらせている。

たとえば、2012年6月の文科省「プラン」と同年8月中教審「質的転換答申」がつくられる舞台裏の過程についての記述である。「プラン」は、省庁の縦割りを越えて重要政策を議論する国家戦略会議での大学改革論の要求から出てきた。国家戦略会議は首相を議長とし、論題となる政策に関係の省庁が、予算を司る財務省とすりあわせをしながら、審議を進める。こうして官僚主導で「プラン」がつくられた。山上はこれを「官邸・内閣府と財務省の考え方が起点になり、文科省が急いでまとめたもの」(p.20)であり、「霞が関の机上でつくったプラン」(p.20)としている。これに対して中教審部会の席上で、「プラン」には六三三制の学制改革といった重要な内容が含まれるというのに自分たちには相談もなかったと、不信感が表明されたという(p.15)。その中教審が2カ月後に出した「質的転換答申」は、文科省発信の大学改革としてオーソドックスな手順を踏んだ。大学進学率50パーセント時代を迎えての高等教育課程の改革について、かなり踏みこんだ記述が特徴的だ。たとえば、授業外での学生の学修時間が諸外国に比して短いことに触れて、授業での積極的な学修を積むためにも、授業外の学修を促すような「大学教育

の方法と工夫」(p.25)を求めている。もともと大学教育の責任であるはずの学生の授業外学修時間にまでわざわざ言及することに、山上は大学と教育行政の双方に危うさを感じている(p.27)。私自身、答申発表当時、この点にどれほどの危うさを感じたかと考えると、みずからの浅慮に震撼とする。

「大学設置基準」の大綱化・自由化以後、大学は常時「自己改革せざるを得なくなった」(p.64)。2000年代半ばには国立大学も公立大学も法人化した。大学の独立性はむしろ後退し、法人化以前よりも強く文科省にコントロールされるようになった。この大なる矛盾に慣れることなく、違和感をもちつづけるためにも、山上の分析は有益だろう。

## 2. 『現代思想』「特集 大学のリアル—人文学と軍産学共同のゆくえ」2016年11月、vol. 44-21

2015年度より防衛装備庁の競争的研究資金制度である「安全保障技術研究推進制度」が始まった。本学ではその機に受託研究、共同研究に関する学内規程を改正、整備している。『現代思想』の特集号は軍学共同、学術の軍事化を論じる論壇の提供を意図してのものだろう。しかし表紙に謳う特集は看板倒れに終わっている。軍学共同についての踏みこんだ分析をする論考はない。諸外国（特にアメリカ）における軍産学共同に精通する専門的研究者が議論を交わすような研究状況は日本にはまだない。

それでも、この号で収穫と思えたものはいくつかある。第1が、池内了、藤原辰史の対談「科学のスケルダウンと大学の未来」(pp.37-63)である。著名な宇宙物理学者であり、科学社会論等の領域でも多くの著作で知られる池内と、農業史、食の思想史を専門とする藤原の2人が、博識ぶりを発揮して交わす対話が読ませる。科学的知識のデュアルユースについて、真理の単純性を志向する科学者について等々、興味深い論点が多い。なかでも「大学の状況」(pp.46-49)と小見出しのついた箇所、法人化以後の大学改革と防衛装備庁の新制度を結びつけて話しているのが、今後拡大が予測される軍学共同の小さな始まりについて

の分析としての的確である。

収獲の第2が、南和行「一橋大学ロースクール事件について」(pp.192-97)である。弁護士の南が報告するのは、一橋大学法科大学院学生の自殺をめぐる出来事である。彼は同性である学生に恋愛感情を告白したが、応じられないと返された。その後、告白された側の学生が、彼のセクシュアリティをSNSで広める行為をしたことで、告白した学生は窮地に追いこまれてしまった。大学のハラスメント相談室も大学院の教員も彼のために動いてはくれなかった。大学こそは、どんなセクシュアリティの者の人権も公正に守られる第1の場所であるべきだということに。

収獲の第3は、生駒夏美「大学の企業化と人権の危機」(pp.206-17)である。生駒が論じるのは、ダイバーシティ、LGBTの権利といった語の多用とは裏腹に、大学は人権の危機の現場であるという現実である。大学でのLGBT対応が、人権擁護という視点からなされるのではなく、企業のマーケティング戦略と変わらないところに問題があると生駒は見ている(p.208)。相談関係業務が有期雇用やパート職員によって担われており、「専門的知識と経験を蓄積し大学内部の人間関係などの事情に精通した人から受けられるであろう支援」(p.208)の提供ができていない。そしてなぜそういう人員配置になるのかということから、生駒は大学改革に論を及ぼす。2013年、第2次安倍政権下で内閣府の諮問機関として設置された教育再生実行会議の提言「これからの大学教育等の在り方について」は、国家戦略としての大学改革である。提言ではこれまでに増して大学企業化と数値目標至上の傾向がうちだされ、人権については顧慮されていないと生駒は指摘する(p.208)。こうした大学改革は、とりあえずは大学みずからがとりくむものだが、現実には大学への予算の削減・再配分策と相まって、大学で行なわれる学問を操作することになっている。生駒は、セクシズム、エイブリズム(健常主義)にも言及して、大学の責任を論じている。大学は学問の自由を保障される特権的な場であるが、その代わりに社会に対する責任を負っている。保障された自由を基盤として学問を追究し、社会を照らす正義の明かりを創出するのが大学の義務である(p.214)。

南、生駒の報告、分析からわかるのは、ホモフォビア、セクシズム、エイブリズムが跋扈する大学に、学問の自由など成立するはずがないということだ。

### 3. 広田照幸ほか『学問の自由と大学の危機』岩波ブックレット、2016年

このブックレットは、広田照幸のほか、石川健治、橋本伸也、山口二郎が著者となっている。2015年6月国立大学長会議での文部科学大臣発言に関するシンポの記録である。下村博文大臣の発言は、「入学式・卒業式における国旗・国歌の取り扱いについて、適切にご判断いただけるようお願いする。」というものであった。公的な場で文科省大臣が国立大学長に「要請」するこの発言を受けて、同年7月にシンポジウム「学問の自由をめぐる危機——国旗国歌の政府「要請」について考える」が開催された。

シンポでの4者それぞれの講演はどれも含蓄深いが、なかでも本稿の関心に応えてくれるのが橋本伸也「大学と国家——ヨーロッパ大学史に見る悩ましい関係」(pp.41-56)である。シンポジウム開催の契機となった国旗・国歌に関する大臣要請の問題は、橋本が別稿でネオリベラリズム的な大学改革（規制緩和と民営化）との関係を含めて丁寧論じているので、ここではさておく。<sup>1</sup>ブックレット所収の橋本論考で重要なのが、日本国憲法にある学問の自由の条文が「国民の権利と義務」の1つであることに注目している点だ。学問の自由は、ヨーロッパの歴史をふりかえると特定階級集団の特権であった (p.46)。それを日本国憲法第23条「学問の自由は、これを保障する。」は、個人の権利とした。橋本は、そこに評価すべき苦心を見ている。彼は、学問の自由を論じるには、学問の不自由を強いる国家との緊張関係を論じる必要があると考えている。

---

<sup>1</sup> 「学問の自由を考える会」ウェブサイトにある次を参照。橋本伸也「学問の自由と「国旗・国歌」問題の位相」2019年1月13日アクセス、  
<http://academicfreedomjip.wixsite.com/afjp/organizers>.

学問の自由の問題と言えば、近年は巨大科学や先端科学技術・医療の発展に関与する倫理をめぐる科学者コミュニティ内部の対立（関与する自由か、関与しない倫理か、という）として論じられる傾向がある。そのため国家との緊張関係は後景に退いて、なかなか見えにくい。そのことに、橋本は危機感を抱いている（p.43）。たしかに現実には、国家からの直接的な圧力があるとは見えない。しかしそういう状況下にあっても、いわば制度化した「学問の不自由」を国家レベルの政索との関連で研究することが必要であるのは、橋本の言うとおりであろう（p.44）。

#### 4. 山口裕之『「大学改革」という病——学問の自由・財政基盤・競争主義から検証する』明石書店、2017年

大学改革に関する本のなかで、研究不正に言及のあるものは多くない。研究不正については、2006年に科学技術・学術審議会の特別委員会が策定したガイドラインがあった。しかし2014年、文科省は改めて大臣決定として「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を出した。ガイドライン冒頭で、大臣決定の文書を出した理由として、「研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今、これらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっている」と述べられている。いったいそれは、1990年代、2000年代に政府主導で行なった大学改革の結果なのだろうか、それとも大学改革にもかかわらず、なのだろうか。特に2000年代に入ってから、世界最高水準の研究教育拠点形成をめざす21世紀COEプログラム（のちのグローバルCOE）、特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）といった各種の大学研究教育改革支援事業の開始、高度専門職業人養成のための専門職大学院制度の開始など、大学間競争を避けられないかたちで、国公私立大学が改革を進める状況と、「研究不正が後を絶たない」こととは、有意の関連性があるのか、ないのか。こうした問いの答えはまだ出せないが、一般的に考えて競争の激化が研究不正を生むということは言えるだろう。

大学改革を論じる山口の視点は、はっきりしている。大学改革は「病」である。その視点から、「日本の大学の何が問題なのか」を論じる第1

章、「大学の大衆化と「アカデミック・キャピタリズム」」を論じる第3章など、目配りのよく利いた分析が展開されている。そして最後の第5章で、競争によっては教育も研究も改善しないことが述べられている。山口は研究不正について、「競争の過酷化は不正防止策の肥大化と表裏一体」(p.266)だと言い、実はこれまでの科学の進歩が競争一辺倒ではなく、協力、共同作業によって生みだされてきた歴史を見よと警告を発している (p.268)。

そして、本書の率直さが最も活きているのが、研究不正の発生と、大学改革のなかで進んだ教員、研究者の雇用形態の有期化とを結びつけて論じている箇所である。研究不正を生むような「研究の現場の惨状」(p.269)として、山口は4点を挙げている。(1) 有期雇用の研究者は、その先の目途が立たない状況に疲れ果ててしまう。終身雇用の研究者でも、外部資金の獲得がなければ無為に過ごすだけになる。(2) 研究成果で特許を取得して利益を挙げようとする者は、ぎりぎりまで成果を秘匿しようとするため、それまでの成果発表が不実なものとなる。(3) 時間を要する研究、革新的でもリスクのある研究は敬遠される。(4) 競争に敗れると失職するリスクがある場合に不正が起こる。不正が発覚して失職するリスクもある。その反面、免職されるほどでない不正ならやり得である (p.269)。要するに競争裡にあるかぎり、勝ちに近い者も、負けに近い者も、不正を犯しかねない。

国公立大学で大学運営に関わったことのある者なら、大学がもつ教員採用の権限を文科省が「問題」と見ていることはわかるはずだ。むろん大学の人事権に文科省が直接口出してくることはありえない。事態は単純でなく、分析は容易でない。そういうなかで、山口のような明確な視点での分析は役に立ってくれるものと思う。

巻末にある文献一覧には、邦文、欧文、報道、法律と250点近いものが挙げられていて、充実している。



## 5. Ellen Schrecker, *The Lost Soul of Higher Education —Corporatization, the Assault on Academic Freedom, and the End of the American University*, New York: The New Press, 2010

大学論で書評を書くことが決まってすぐに読んだのが、この本であった。各誌で高く評価する書評を見たからだ。マッカーシズム時代の言論弾圧の研究で知られるシュレッカーが、戦後、ヴェトナム戦争時代までのリベラル派、ラディカル派の大学人に対する公権力による言論弾圧と、それとの闘いをふりかえったうえで、その後のバックラッシュと大学改革を論じるのが本書である。

日本国憲法と違って、アメリカ憲法は「学問の自由 (academic freedom)」を個人にありとはしていない。それどころか明確な言明すらなく、ただ憲法修正第1条が「連邦議会は……発言の自由 (freedom of speech) を妨げるような法律を制定してはならない。」としているだけである。<sup>2</sup>この憲法修正第1条が、戦後の大学人の言論に関わる連邦最高裁判決で法的根拠としてくりかえし言及され、それによって「学問の自由」の法的根拠としての憲法という位置を確立してきた。<sup>3</sup>議会で制定された法律の規範機能より判例のほうが法源として力をもつのがアメリカ法である。連邦最高裁が「学問の自由」を法的に認知した最初は1957年の「ポール・スウィージー対ニュー・ハンプシャー州」裁判の判決であった。スウィージーはマルクス主義経済学の泰斗として日本でも知られる人物である。1950年代の裁判は、共産主義思想に立つ彼の講義を不

---

<sup>2</sup> 憲法修正第1条の採択は1791年。

<sup>3</sup> Rachel Levinson, "Academic Freedom and the First Amendment," AAUP Summer Institute, July 2007, p.2, accessed January 20, 2019, file:///C:/Users/rabbi/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/61UAW3W1/AcademicfreedomandFirstAmenoutline0907doc.pdf.

レヴィンソン論文はAAUP (American Association of University Professors、全米大学教授協会)の夏期講座講義の記録であり、学術的考察ではなく「情報提供を目的」としている (p.1)。AAUPが2010年に創刊した年刊学術誌*Journal of Academic Freedom*には「学問の自由」に関する有益な考察が多く掲載されている。

法とする大学設置者である州が訴えたものであった。州の敗訴となったものの、シュレッカーによれば、その判決は「学問の自由」を個人のものとも大学のものとも明言しない曖昧なもので (p.20)、その後議論が続くことになる。なお、憲法修正第1条は連邦議会の権限を制約するものなので、適用対象は基本的に公的組織だけである。つまり私立大学とその教員は適用外である (p.20)。要するに、アメリカでは「学問の自由」を普遍的なものとする法的根拠はない。言論弾圧と司法の判断を論じる第1章～第3章はシュレッカーの得意領域での記述であり、法思想的な考察として優れている。

誰もが知ることだが、アメリカには国立大学というものが存在しないし、日本の文科省のように高等教育を統括する連邦レベルの省庁も存在しない。前掲書で山口裕之が最後に、ネオリベリズムに立つ選択と集中の大学改革がアメリカをモデルとすることに触れて、日本という異なる社会システムのなかで大学だけをアメリカ式で改革することの無理を言っている (山口、p.275)。日本では、政府が改革目標を与え、達成を評価するのも政府の基準で行なわれる (山口、p.273)。その点で日米の状況は大きく異なる。しかし、シュレッカーの記述で興味深いのは、当のアメリカにおいてさえ、大学の自由競争と民間企業化をよしとするネオリベ改革が、アメリカ社会に適合しているわけでも、歓迎されているわけでもないとわかることだ。

シュレッカーは、大学ないしは「学問の自由」に対する2つの攻撃に焦点をあてている。1つは、特定の研究領域に対する研究助成機関からの圧力である。たとえば中東研究だが、圧力は1960年代に始まり、2001年の9/11事件以降は熾烈になったことが述べられている (第5章)。もう1つが、大学財政の窮乏化と民間部門の影響拡大である (第6章、第7章)。産学共同の研究プロジェクトが推進されると大学の雇用状況が大きく変わる。プロジェクトの研究要員として雇用されるのは、テニユアをもたない有期のアカデミック・スタッフである。他方で、産学共同の研究資金の獲得と執行に関わるアドミニ・スタッフは増える。結果、大学全体でフルタイムのアカデミック・スタッフの数が減少し、ア

ドミニ・スタッフの力がアカデミック・スタッフの力を上回るまでになる。並行して、図書館予算も減り、アメリカの大学はすっかり学問の場ではなくなってしまった。大学は企業化して利潤追求の場になったというのが、シュレッカーの批判である。

タイトルにある「失われた魂」はおそらくシュレッカーの皮肉である。アメリカの大学に「魂」（学問の自由）が、公立大学、私立大学の違いを越えて普遍的なものとして存立したことがないのは、本書前半でシュレッカーが丁寧に論じている。しかし距離をとって本書を見ると、その視野には限りあるように思われる。大学の企業化を批判する視点はタイトルに表われているが、軍学共同についてはどうなのか。アメリカにおいては、軍産学共同のなかで軍との共同がとりわけ重要だろう。ところがそれについては、大学の企業化を論じる第6章でさらっと触れられているに留まる。その点では物足りない本である。

## 6. 吉見俊哉『大学とは何か』岩波新書、2011年

「学問の自由」については、先述の『学問の自由と大学の危機』に所収の橋本伸也論考でも、山口裕之『「大学改革」という病』でも、その歴史的起源が述べられている。しかし、「学問の自由」という理念の誕生を歴史的に位置づけ、現在の日本の大学が直面する問題と関連づけて理解させてくれる本としては、この岩波新書が優れている。

2000年代に入って書かれた大学に関する本は、必ず大学改革論になる。本書も例外ではなく、冒頭は近年の大学改革に関する記述で始まる。大綱化と大学院重点化によって教養教育と学部教育が二の次になる現実がある。そのなかで、ただ教養教育の再構築を言うのでは、事態の意味を理解しないことになると吉見は言う。「旧来の「教養」再興に回帰させないポスト国民国家時代の可能的な場」（p.2）として大学を再定義することが必要だとして本書は始まる。

吉見によれば、大学単独では「新しい知識の形成や流通、継承を可能にする最も基盤的なレベルたり得ない」（p.18）。本書を貫くこの視点が、コンパクトな小著ながら本書をユニークで優れたものにしてている。吉見

は、大学をメディアとして分析する。知の生産システムは知の流通システムなしには成立しない。「大学よりももっと基盤の層には、多種多様なメディアによるコミュニケーション=交通の積層があり、大学とは、そのようにして積層する知識形成の実践を集中化させ、再編成し、より安定的に継承可能なものとしていくメタ・メディア」(p.18) だとしている。特に第Ⅰ章、第Ⅱ章は、大学をメタ・メディアと捉えることの意味が、歴史に根拠をもつと教えてくれる。吉見は12、13世紀以来の西洋の大学の歴史をふりかえって、都市の成立、印刷革命、国民国家形成、出版業の勃興などと絡めながら、説得力をもって大学=メタ・メディア論を展開している。

現在言われる「学問の自由」の歴史的起源は、そう古くない。16世紀～18世紀においては、軍事、法学、医学などの新しい知の創生の中心は大学ではなく、専門学校やアカデミーであった (p.13)。この体制下では「学問の自由」は問題にもならない。それが重要とされるのは、18世紀末～19世紀のヨーロッパで「勃興する国民国家から全面的な支援を受けて成長し、そうでありながら国家からの自律、すなわち「学問の自由」を主張」(p.14) するときである。「学問の自由」は権力、権威との緊張関係のなかで矛盾を孕んだ概念として形成され、大学人はその矛盾を利用しながら大学を発展させた (p.15)。これが、「国民国家の、そして帝国の知的資源の主要な供給源に位置づけられ、人材育成と研究開発の両面で国家の支援を受けながら総合的な高等教育研究機関」(p.13) として再生した大学、一般に「フンボルト型大学」と呼ばれるものである。しかしそこには、女性も植民地出身者もない (p.21)。要するに「学問の自由」は、大学を営造した国家と特権の集団である男性大学教授の緊張関係のなかでなんとか成立した理念であり、すでに過去のものである。

そう考える吉見にとって、教養や古典を復活させるのではなく、また細分化した専門知の対極にあるだけのリベラル・アーツを復興させるというのとも違う、新タイプのリベラル・アーツをと主張する (p.21)。それは「総合的な見通しを失った専門知を結び合わせ、それらに新たな

認識の地平を与え」(p.21)で相対化する知であるという。

吉見は過去に理想郷があったと考える懐旧趣味とは無縁である。16世紀という印刷術が知の普及の根底を変えた時代に、大学はメタ・メディアとしての発展の重要性を理解しなかった。吉見はそれを「大学の死」と呼んでいる(p.13)。その後、国民国家の時代に再生した大学が、いまポスト国民国家とデジタル化の時代に再びの死に直面している(p.18)。21世紀に入ったいま、国民国家は退潮し、国境を越えるグローバルな企業取引が力をもつ。そんな世界を、デジタル化した瞬時の知識交流が支えている。かつての大学像は、そのままではどう立て直しても輝くことはない。そのなかで吉見は、「新しい自由」を見据えて、大学の必要性と可能性を論じている(pp.255-56)。

第IV章では、現在の官主導の大学改革が1968年、69年の学生叛乱への対応に淵源を有することも的確に跡づけられており、私たちの現在を立体化して捉えるうえで有益である。